

## 「山形県県土整備部週休2日確保工事実施要領」の改定の概要 (R6.10.1)

### ■ 改定概要は次のとおり

---

- (1) 対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所又は交替制に取り組む「月単位の週休2日」を新設する。
  - ・発注者指定型では当初から月単位の週休2日の補正を行い発注する。
  - ・月単位の週休2日を実施できなかった場合、通期の週休2日の補正を行う。
- (2) 月単位の週休2日を実施した場合の成績評定は、「完全週休2日」を実施した場合と同様に設定（通期の週休2日よりも高く評価）
- (3) 「週休2日確保工事実施証明書」は、月単位の週休2日を達成した場合に発行するものとする。
- (4) 「対象期間が30日未満の工事」への適用除外を廃止する。

### ■ 適用

---

令和6年10月1日以降に発注手続きを開始（施行伺）する設計書から適用